

- 1 虐待が疑われる購入者を発見した場合、購入者の住所を管轄する児童相談所へ、次の2と4の内容を通告してください（児童相談所は居住地によって管轄が決まるため）。
- 2 購入者からは、年齢（児童虐待の対象年齢は18歳未満のため）、氏名、住所、連絡先（電話番号）を確認してください。
- 3 購入者の住所が分からなかった（購入者が住所を言わなかった）場合は、薬局の住所を管轄する児童相談所へ通告してください。
- 4 購入者に保護者が同伴している場合は、保護者の氏名、連絡先（電話番号）も併せて確認してください。
- 5 被害内容については、誰から被害を受けたかが分かれば、それ以上詳しい内容は聞かないでください（記憶の混濁、被害を繰り返し話すことによる心の傷つき等を防ぐため）。
- 6 通告に際して、購入者には「（虐待が疑われる購入者を発見した場合）薬局は児童相談所に連絡することになっています。その後は何らかの形で児童相談所から連絡が入る可能性があります。」とだけ伝えてください（連絡元は児童相談所だが、実際に購入者に連絡するのは児童相談所のことであれば、保護者や他機関を通じて行う場合もあるため）。情報共有を拒否する購入者についても、情報共有するルールになっていることを説明してください。
- 7 購入者が「自分から相談したい。」等話す場合には、「189」を案内してください。ただ、案内した場合でも、緊急避妊薬を販売した薬剤師は、購入者情報（年齢、名前、住所、連絡先等）を確認し、購入者へ「（虐待が疑われる購入者を発見した場合に連絡するというルールになっているため、）こちらからも児童相談所へ連絡します。」と伝えてください。併せて、管轄の児童相談所へ通告してください。
- 8 購入者から「いつ児童相談所から連絡が来るのか。」「誰あてに連絡が来るのか。」等、児童相談所の対応についての質問があった場合は、「児童相談所の判断になるのでお答えできない。」と伝えてください。

※上記3と7の児童相談所へ通告は、その時点で分かっている内容だけでよいので、伝えてくださるようお願いいたします。